

タフビズ業務災害補償保険（業務災害補償保険）普通保険約款、業務災害補償保険追加特約、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、追加特約およびそれぞれの特約をご参照ください。

**1 基本構成（業務災害補償保険普通保険約款、業務災害補償保険追加特約および各種特約）の補償内容**

補償対象者が被保険者の業務（以下「業務」といいます）に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害（以下「損害」といいます）に対して、この普通保険約款およびこの保険契約にセットされた特約の規定に従い、保険金をお支払いします。

- ※1 「身体障害」とは、傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- ※2 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を記名被保険者の業務に起因して業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、（注）中毒症状とは、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- ※3 「業務に起因して発生した症状」とは、補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病等（職業性疾病のほか、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、またはかぜ症候群をいいます）を除きます。

① 偶然かつ外来の原因によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

- ※4 「補償対象者」とは、次のいずれかに該当する方のうち保険証券記載の方をいいます。ただし、記名被保険者の業務に従事しない方を除きます。
  - ① 記名被保険者（保険証券に記載された被保険者をいいます）の役員等（事業主または役員をいいます）
  - ② 記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます）
  - ③ 記名被保険者が建設業者の場合は下請負人、貨物自動車運送事業者の場合は備車運転者
  - ④ 上記①～③以外で、専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する方
- ※5 「保険金をお支払いする主な場合」に記載の「補償金」とは、記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭（注）をいい、名称を問いません。  
 （注）金銭とは、記名被保険者が災害補償規定等に定めている補償金の場合、記名被保険者がその規定に基づき補償対象者または遺族に支給すべき金額が限度となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合										
死亡補償保険金（死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約） ※ 「死亡補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が保険期間中の事故による身体障害（注）のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 （注）普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状をいいます。 <保険金支払対象となる症状> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th> <th>具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線的作用</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧的作用</td> <td>潜函病&lt;減圧病&gt;</td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝露</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table>	外因の分類項目	具体的な症状の例	熱および光線的作用	熱射病、日射病	気圧または水圧的作用	潜函病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。 ※ 保険期間中に、同一補償対象者に対して既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額からその額を差し引きます。	■ 死亡補償保険金から通院補償保険金まで共通 （1）次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意</li> <li>② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（ただしテロ行為等を除きます）</li> <li>④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</li> <li>⑤ 上記②から④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</li> <li>⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</li> <li>⑦ 風土病</li> <li>⑧ 職業性疾病等</li> <li>⑨ 補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>⑩ 補償対象者に対する刑の執行</li> </ul> （2）次のいずれかに該当する身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害</li> <li>② 補償対象者の自殺行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害</li> <li>③ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害</li> <li>④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者本人が被った身体障害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</li> <li>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</li> <li>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができな</li> </ul> </li> </ul>
外因の分類項目	具体的な症状の例												
熱および光線的作用	熱射病、日射病												
気圧または水圧的作用	潜函病<減圧病>												
低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症												
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病												
後遺障害補償保険金（死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約）	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	$\text{死亡・後遺障害補償保険金支払限度額} \times \text{約款所定の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合 (4\sim 100\%)}$ ※保険期間を通じ、同一の補償対象者に対し合算して死亡・後遺障害補償保険金支払限度額が限度となります。											
入院補償保険金（入院補償保険金・手術補償保険金支払特約）	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	$\text{入院補償保険金支払限度日額} \times \text{入院した日数}$ ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。											
手術補償保険金（入院補償保険金・手術補償保険金支払特約）	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※ 手術とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象とし	次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 $\text{入院補償保険金支払限度日額} \times 10$ ② 上記①以外の手術 $\text{入院補償保険金支払限度日額} \times 5$ ※1 入院中とは、手術を受けた身体障害の治療のために入院している間をいいます。 ※2 1事故につき、1回の手術に限り											

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>て列挙されている診療行為。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>創傷処理</li> <li>皮膚切開術</li> <li>デブリードマン</li> <li>骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整固定術および授動術</li> <li>抜歯手術</li> </ul> <p>② 先進医療（注1）に該当する診療行為（注2）</p> <p>（注1）先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。</p> <p>（注2）先進医療に該当する診療行為とは、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>ます。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p>	<p>いおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失による補償対象者本人の身体障害。ただし、その身体障害が業務に起因して発生した症状の場合、この規定を適用しません。</p> <p>⑥ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合を除きます。</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 補償対象者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間</p> <p>イ. 補償対象者が次の（ア）から（ウ）に掲げるいずれかに該当する間</p> <p>（ア）乗用具（注1）を用いて競技等（注2）をしている間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払いします。</p> <p>（イ）乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。</p> <p>（ウ）法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>（注1）自動車または原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。以下同様とします。</p> <p>（注2）競技、競争もしくは興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦をいいます。以下同様とします。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>通院補償保険金（通院補償保険金支払特約）</p>	<p>補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、通院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※ 現実には病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。</p>	<p>次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">       通院補償保険金 支払限度日額     </div> $\times$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">       通院した 日数     </div> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p> <p>※2 「通院補償金支払に関する特約」がセットされた場合、通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	

## 2 補償内容を縮小・拡大する主な特約

特約名	特約の主な内容
フルタイム補償特約	補償対象者が業務に従事していない間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が費用を支出することによって被る損害に対しても、保険金をお支払いします。
天災危険補償特約	普通保険約款およびコンサルティング費用補償特約で保険金の支払対象とならない、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いします。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② ①の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
労災認定身体障害追加補償特約	労災保険法等によって給付が決定された場合に、普通保険約款で保険金支払の対象とならない事由として定める次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ① 補償対象者の脳疾患、疾病または心身喪失 ② 補償対象者の自殺行為
後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約	補償対象者が、業務に従事中に身体障害を被り、後遺障害補償保険金を支払う場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ補償対象者が生存していることを条件に、後遺障害補償保険金支払限度額を2倍とします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
使用者賠償責任補償特約	使用者賠償保険金	補償対象者が保険期間中に業務に従事している間に被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、その損害賠償責任額が、次の①から③までの金額の合計額を超える場合、正味損害賠償金額を、保険金としてお支払いします。 ① 労災保険法等により給付されるべき金額（「特別支給金」を含みません） ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③ 次のいずれかの金額 ア. 被保険者が災害補償規定等を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 イ. 被保険者が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約が付帯された保険契約の保険金の支払により法律上の損害賠償責任を免れる金額	損害賠償責任額が、左記の①から③までの金額の合計額を超える場合に保険証券記載の支払限度額を限度に、補償対象者1名および1回の災害につき正味損害賠償金額をお支払いします。
	使用者費用保険金	補償対象者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害に関して、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ① 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ② 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③ 当社の要求に従い、社に協力するために要した費用 ④ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、権利の保全または行使に必要な手続きのために要した必要または有益な費用 ※1 この特約において、「身体の障害」とは、傷害または疾病（風土病および職業性疾患を除きます）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 ※2 この特約において、「被保険者」とは、次のいずれかに該当する方とします。ただし、②に規定する方については、記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限り、 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員等 ※3 記名被保険者が建設業者の場合で、かつ記名被保険者の下請負人の役員等または使用人が補償対象者であるときは、この特約の被保険者には、次に該当する方を含みます。ただし、記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限り、 ① 記名被保険者の下請負人 ② 上記①の役員等	左記の①から④のいずれかに該当する費用を支出したことによって被る損害に対し、使用者費用保険金をお支払いします。保険証券記載の支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、左記の①および②の費用については、正味損害賠償金額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の正味損害賠償金額に対する割合によって、お支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合			
<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 上記②から④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合、または災害補償規定等がある場合、その契約または規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</p> <p>(3) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いできません。</p> <p style="text-align: right;">など</p>			

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額												
雇用慣行賠償責任補償特約	損害賠償金 争訟費用 応訴費用	<p>被保険者が補償対象者に対して行った下記の＜不当行為＞に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、この特約において、被保険者とは次のいずれかに該当する方とします。</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② 記名被保険者のすべての役員および使用人（注）。ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為に起因して損害を被る場合に限りです。</p> <p>（注）記名被保険者のすべての役員および使用人には、既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。</p> <p>＜不当行為＞</p> <table border="1" data-bbox="422 436 1305 521"> <tr> <td>①差別的行為</td> <td>②ハラスメント</td> <td>③不当解雇等</td> <td>④人格権侵害</td> </tr> <tr> <td>⑤不当評価等</td> <td>⑥説明義務違反</td> <td>⑦報復的行為</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">⑧上記①から⑦までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為</td> </tr> </table>	①差別的行為	②ハラスメント	③不当解雇等	④人格権侵害	⑤不当評価等	⑥説明義務違反	⑦報復的行為		⑧上記①から⑦までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為				一連の損害賠償請求および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度に、法律上の損害賠償金、争訟費用、応訴費用をお支払いします。
①差別的行為	②ハラスメント	③不当解雇等	④人格権侵害												
⑤不当評価等	⑥説明義務違反	⑦報復的行為													
⑧上記①から⑦までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為															
保険金をお支払いできない主な場合															
<p>（1）被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次の①から③までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとし、</p> <p>① 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求</p> <p>② 被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求</p> <p>③ 被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図をもって行った行為に起因する損害賠償請求</p> <p>（2）被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとし、</p> <p>① 初年度契約の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>④ 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態</p> <p>イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請</p> <p>⑤ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾に起因する損害賠償請求</p> <p>⑥ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求</p> <p>⑦ 直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当するものに対する損害賠償請求</p> <p>ア. 身体の障害</p> <p>イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難</p> <p>⑨ 直接であると間接であるとを問わず、石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求</p> <p>⑩ 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求</p> <p>⑪ 労働時間、休日または休暇の取得等に起因する損害賠償請求</p> <p>⑫ 財形貯蓄、従業員持株会、公的年金、企業年金その他従業員からの資金の受託管理に起因する損害賠償請求</p> <p>⑬ 知的財産権の帰属または職務発明の対価もしくは報酬に起因する損害賠償請求</p> <p>⑭ 記名被保険者の倒産に起因する損害賠償請求。なお、倒産とは、次のいずれかに該当する事由が生じたことをいいます。</p> <p>ア. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がされること。</p> <p>イ. 取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと。</p> <p>ウ. 財産につき強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと。</p> <p>⑮ 情報の漏えいに起因する損害賠償請求。ただし、被保険者が補償対象者に対して行った不当行為に起因するものは除きます。</p> <p>⑯ 60日以内に1事業場における記名被保険者と雇用関係にある使用人の総数の20%を超えて解雇したことに起因する損害賠償請求</p> <p>（3）被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 労働基準法、労働者災害補償保険法その他労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合の使用者の負担を定める法令における災害補償にかかる規定に違反したことに起因する損害賠償請求</p> <p>② 労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求。ただし、労働争議または団体交渉に関与した従業員に対して報復的行為を行ったことに起因する損害賠償請求を除きます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>															

争訟費用等に関する特則	
	<p>前記「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」(2)⑩ならびに(3)②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害のうち、被保険者が争訟費用、応訴費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求</p> <p>(2) 記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の者からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求</p>